

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年5月17日

【計算期間】 第1特定期間
（自 平成22年8月31日至 平成23年2月17日）

【ファンド名】 楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）
毎月分配型

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 和隆

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【事務連絡者氏名】 糟谷 重彦

【連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番3号
品川シーサイド 楽天タワー 23F

【電話番号】 03-6717-1900

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 不動産投信に属し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されま

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加投資が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル	
		日本	
債券 一般	年1回	北米	
公債	年2回	欧州	
社債	年4回	アジア	あり
その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年6回（隔月）	オセアニア	なし
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	
その他資産 （投資信託証券（不動 産投信））	日々	アフリカ	
	その他（ ）	中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドは、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託の投資証券のパフォーマンスに連動するユーロ円債（以下、「リート連動債」という場合があります。）を主要投資対象とします。そのため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（不動産投信）とは異なります。

属性の定義

その他資産 投資信託証券 （不動産投信）	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

追加的記載事項

「楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型」（以下、「ファンド」といいます。）は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当します。ご購入にあたっては、ファンドに内在するリスクを十分にご理解いただき、ご自身で投資判断を行なうようお願いいたします。また、ご購入に関するお手続きにつきましては、販売会社にお問合わせください。

(1) 仕組債のリスクについて

ファンドは、主に「デリバティブの仕組債が内在されている仕組債」に投資を行いません。そのため、ファンドには、投資信託説明書（交付目論見書または請求目論見書）に記載されているリスクのほか、この仕組債固有のリスクとして、以下のようなリスクがあります。

① 償還価額変動リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債は、その取得時において償還価額が定まっておりますが、仕組債の評価額はファンドの日々の基準価額に反映されており、償還時に額面金額を下回って償還された場合または額面金額を上回って償還された場合においても、その時点におけるファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、仕組債が額面金額を下回って償還された場合、ファンドの投資信託財産に毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を下回る場合があります。

② 発行体の信用リスク

ファンドは、主としてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する仕組債に投資します。そのため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて著しい信用の低下や経営破綻が発生した場合には、その仕組債の価格が著しく下落し、元本を著しく下回る価格で仕組債を売却したり元本を回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

③ 流動性リスク

ファンドは、主としてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する一の仕組債に投資します。当該仕組債は金融商品取引所に上場されている債券ではなく、売却に際しては、金融商品取引所に上場されている有価証券と比較して、市場が急変した場合など著しく不利な条件での売却を余儀なくされることやパークレイズ・バンク・ピーエルシーが経営不振に陥った場合など売却自体ができなくなることがあります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

(2) 想定損失額について

ファンドが主要投資対象としている仕組債は、米国リートETFの価格が著しく低下した場合や通貨市場で対米ドルまたは対ブラジル・リアルで急激な円高となった場合などの市場変動要因、もしくは、仕組債の発行体であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが経営不振に陥った場合などの信用リスクの顕在化、またはこれら要因が複合的に発生した場合には、ファンドが保有する仕組債価格が著しく下落し、その結果、ファンドの基準価額が著しく下落する場合があります。

① 市場変動要因による想定損失額について

万一、上記の市場変動要因が同時複合的に発生した場合には、仕組債の投資元本に大きな影響を及ぼし、その結果、ファンドの信託財産が毀損する場合があります。したがって、お客様の投資される額も毀損する場合があります。

なお、下表は、上記の市場変動要因に係る過去10年間の日々の変動率（ただし、投資信託財産においてマイナスとなるもののみ）の最大値が同時に発生したと想定して試算した一日あたりの最大損失率を試算したものです。

想定損失率の試算表

	米国リート ETF	為替レート		想定損失率
		円/米ドル	円/リアル	
最大変動率	△20.6%	△3.4%	△9.3%	△30.5%

注)ブルームバーグの日次データ(2001年3月～2011年2月)を基に、楽天投信投資顧問にて、同期間における日次の変動率を算出し、それぞれの最大値により想定損失率を試算。

※上記の想定損失率に基づく想定損失額は、投資額を100とした場合30.5となります。また、想定損失額は過去の市場変動に基づく試算であり、将来においてこれらの変動率を大きく上回った場合には、上記の想定損失額を上回ることがあります。

②信用リスク顕在化による想定損失額について

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが経営破綻に陥るなど最悪の場合には、仕組債の投資元本を回収できなくなり、その結果、ファンドの信託財産の大部分を失う場合があります。したがって、お客様の投資される額の大部分を失う場合があります。

③ファンドの一部解約について

ファンドの一部解約は、投資信託約款にしたがい、一部解約の申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.75%)を控除した額をもって行ないます。

ただし、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが経営破綻に陥った場合や金融商品市場の閉鎖・機能停止などの要因によって、ファンドの投資対象である仕組債の売却が事実上困難となった場合は、委託者の判断により一部解約の申込受付を一時的に中止する場合やすでに申込を受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合がありますので、お客様の想定される価額での一部解約ができない場合があります。

【参考情報】パークレイズ・バンク・ピーエルシーの長期格付け 2011年3月末時点

スタンダード・アンド・プアーズ AA- (2008年12月19日より)

ムーディーズ Aa3 (2009年2月1日より)

ファンドの特色

●投資方針等

当ファンドは、主として米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託(以下、「米国リートETF」といいます。)の投資信託証券ならびに対円貨でのブラジル・レアルのパフォーマンスを反映するユーロ円債(以下、「リート連動債」といいます。)に投資します。

米国リートETFの配当金に加え、インカムプラス戦略ならびにブラジル・レアル戦略による収益の確保を目指します。



インカムプラス戦略とは、米国リートETFの価格が目標価格を上回った場合の値上がり利益を享受できない代わりに、ユーロ円債の利息収入を高めることを目指す戦略をいいます。

ブラジル・レアル戦略とは、実質的にブラジル・レアルに投資し、リート連動債の利息収入を高めることを目指す戦略をいいます。

当ファンドの仕組み



リート連動債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

●投資対象

設定当初において、米国リートETFとしてiシェアーズ ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンドが予定されており、当ファンドは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) の発行するリート運動債に投資する予定です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーは、リテール・バンキング及びコマース・バンキング、クレジットカード、投資銀行業務及びウェルス・マネジメントを手掛ける国際的な大手金融サービス提供機関で、欧州、米国、アフリカ及びアジアで広範な国際的プレゼンスを有します。高い長期信用格付けを維持するとともに、300年以上の歴史と銀行業務のノウハウを有するパークレイズは、50カ国以上で事業を展開し、約147,500名の従業員を擁します。(データは2010年12月末現在)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの長期発行体格付(2011年3月末時点)は以下の通りです。

スタンダード・アンド・プアーズ
AA- (2008年12月19日より)
ムーディーズ
Aa3 (2009年2月1日より)

iシェアーズ ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンド

iシェアーズ ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンドは、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料および経費控除前)をあげることを目標としたETF(上場投信)です。iシェアーズ ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックス・ファンドは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

*ダウ・ジョーンズ(Dow Jones)は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、iシェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行っているものではありません。同社はまた、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。



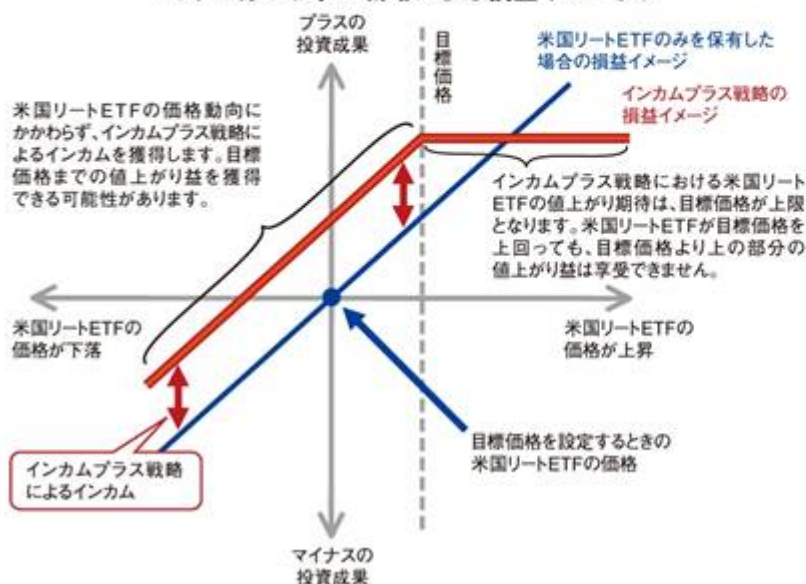
※今後、リート運動債の発行体または米国リートETFは、見直しを行ない変更される場合があります。

●分配原資

①インカムプラス戦略

- ・インカムプラス戦略により、米国リートETFによる配当を上回るインカムの獲得を目指します。
- ・当ファンドの基準価額は米国リートETFの値下がりの影響を受けますが、安定したインカムの獲得が見込めます。
- ・米国リートETFの値上がり期待は、一定期間毎に設定されるETF目標価格が上限となります。米国リートETFが目標価格を上回っても、目標価格より上の部分の値上がり益は享受できません。

<インカムプラス戦略による損益イメージ>



※左図ならびに下図はいずれも、インカムプラス戦略の損益イメージを説明するために委託会社で作成したものです。リート運動債の価格または当ファンドの基準価額の変動状況を示唆または保証するものではありません。

※左図ならびに下図におけるインカムプラス戦略の損益イメージには外国為替予約取引等の活用による投資効果は含まれておりません。

インカムプラス戦略と米国リートETF保有時の損益比較（イメージ図） ■ ETFの配当 ■ インカムプラス戦略によるインカム

ETF価格	ETF価格が下落した場合	ETF価格が上昇したが、目標価格に達しなかった場合	ETF価格が上昇し、目標価格を上回った場合
損益比較イメージ	目標価格 当初価格 値下がり損 値下がり損 米国リートETFのみ インカムプラス戦略	値上がり益 値上がり益 米国リートETFのみ インカムプラス戦略	値上がり益 値上がり益 米国リートETFのみ インカムプラス戦略
投資成果	値下がりの影響は受けますが、インカム部分は享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できますが、値上がり益は目標価格までです。

②ブラジル・リアル戦略

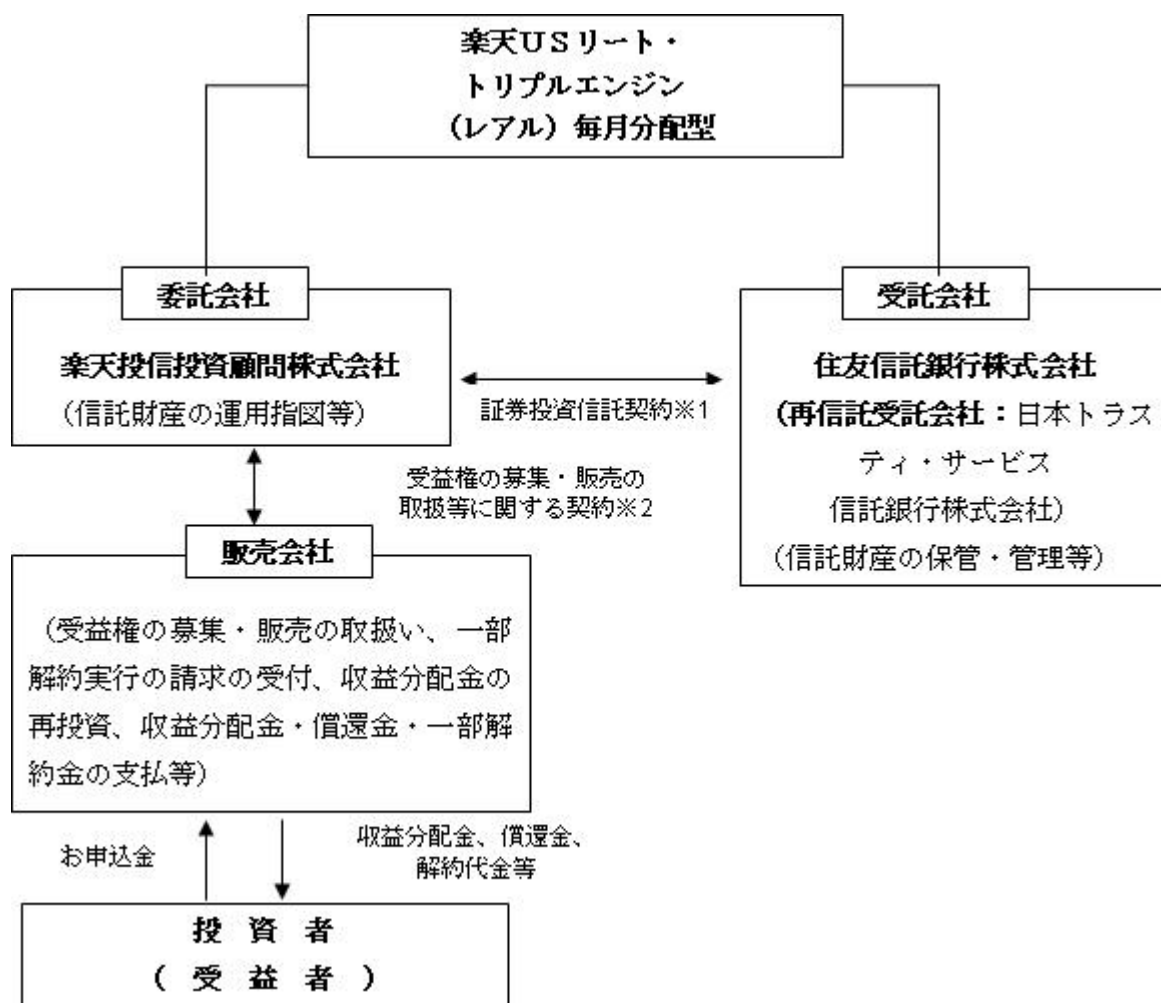
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーの関連会社であるパークレイズ・キャピタルが開発したブラジル・リアル指数を活用しブラジル・リアルへの投資効果を追求します。
- ・ブラジル・リアル指数は、日本円売り／ブラジル・リアル買いの1ヵ月物外国為替先物取引を毎月行ない、当該取引日の1ヵ月後にその時点での日本円／ブラジル・リアルの為替レートで清算するという取引を継続して得られる損益を指数化したものです。当該損益は、リート連動債のパフォーマンス（債券の価格ならびにクーポン）に反映されます。

（2）【ファンドの沿革】

平成22年8月31日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「証券投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」

投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成23年3月末現在）

資本金 150百万円

ロ．会社の沿革

平成18年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立
 平成20年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
 平成21年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、
 商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ．大株主の状況（平成23年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いません。

主要投資対象

当ファンドは、特定のユーロ円債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券ならびに対円貨でのブラジル通貨のパフォーマンスを反映するユーロ円債に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行いません。
- 2) ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

約款に定めるものに限り、)

(八) 金銭債権

(二) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

運用の指図範囲等

1) 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

(イ) 株券または新株引受権証券

(ロ) 国債証券

(ハ) 地方債証券

(ニ) 特別の法律により法人の発行する債券

(ホ) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

(ヘ) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

(ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

(チ) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

(リ) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

(ヌ) コマーシャル・ペーパー

(ル) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

(ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(カ) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(ヨ) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(タ) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

(レ) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

(ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(ツ) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

(ネ) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

(ナ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの

(ラ) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(イ)の証券または証書、(ヲ)ならびに(レ)の証券または証書のうち(イ)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(ロ)から(ヘ)までの証券および(カ)の証券のうち投資法人債券ならびに(ヲ)および(レ)の証券または証書のうち(ロ)から(ヘ)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ワ)および(カ)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- 2) 委託会社は、信託金を、上記1) に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (イ) 預金
 - (ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (ハ) コール・ローン
 - (ニ) 手形割引市場において売買される手形
 - (ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (ヘ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 3) 上記1) の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

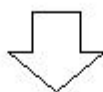
(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行なうなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行いません。

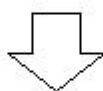
■投資政策委員会 …… 毎月開催

- ・直近1ヵ月間の運用結果の評価と当面の投資環境に関する分析をもとに翌月の運用計画を検討し決定します。
- ・代表取締役社長を議長とし、担当役員、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長で構成します。



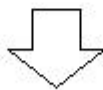
■運用会議 …… 毎週開催

- ・運用部による直近の運用状況報告と投資環境分析をもとに当面(向こう1週間)の具体的な運用方針を検討します。
- ・代表取締役社長、運用部長、企画部長、調査部長、コンプライアンス部長、運用担当で構成します。



■運用部

- ・投資政策委員会の決定した月次の運用計画にしたがい、ファンド毎に定められた運用の基本方針及び法令諸規則に則って運用を実行します。



■コンプライアンス委員会

- ・ファンドの運用成果の評価および運用にかかるリスクの分析・管理を行います。また、ファンドの運用成果、リスクの状況および法令等の遵守状況について、原則として月1回開催、取締役会に報告します。
- ・代表取締役社長、担当役員、運用部長、企画部長、業務部長、総務管理部長、コンプライアンス部長で構成します。

運用体制は平成23年3月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

当ファンドの収益分配は、原則として毎決算時（毎月17日、ただし、休業日にあたる場合には、その翌営業日、）に以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費

税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

「分配金受取コース」の受益者の分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者に支払われます。

- ・「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき全額再投資されます。
- ・分配金を再投資する場合は、購入手数料はかかりません。
- ・分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1) 株式への投資割合

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。

2) 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3) 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

4) 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ハ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 外貨建て資産への投資割合

外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

6) 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資すること

を指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8) 先物取引等の運用指図

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 本条において「為替先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超

える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が投資信託財産の純資産額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。
- (ハ) 上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16) 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行

なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

17) 受託会社による資金の立替え

(イ) 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ) 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に定める投資制限

1) 同一法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドの持つリスク

- ・当ファンドは、主としてユーロ円債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従いまして、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。収益や投資利回りなども未確定の商品です。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。
- ・当ファンドは、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。
- ・当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

当ファンドの投資にかかるリスク

信用リスク

ユーロ円債の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、当該債券の価格は下落し、もしくは価格がなくなることがあります。また、それらが予想される場合、当該債券の利払いや償還金があらかじめ定められた条件で支払われない場合があります。これらの場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

ユーロ円債は、金融商品取引所等に上場されているものではなく、十分な流動性を確保できない場合があります。また、当該債券は、固有の要因により、信託期間中に一部解約される場合には十分な流動性の下での取引が行われないうえに当該債券の価格が下落する場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、法令等の規制または市場環境の変化等により、当該債券の流動性（換金性）が低くなった場合には、当ファンドの解約請求の受付を繰り延べる場合があります。

特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、主として特定のユーロ円債に投資し、原則として当該債券の満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が基準価額に及ぼす影響

が強くなります。信用リスク等が顕在化した場合など、流動性が著しく低下して当該債券の一部売却ができなくなる場合があります、そのような場合には当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

基準価額の上昇が限定されるリスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債が採用するインカムプラス戦略は、ある水準以上の米国リートETFの値上がり益を享受できない代わりに、安定した利息収入の獲得を目指す戦略です。そのため、米国リートETFの目標価格以上に米国リートETFが値上がりした場合、当該ユーロ円債はその値上がり分を享受することができず、その結果、当ファンドの基準価額は上昇幅が限定されます。

価格変動リスク

当ファンド主として投資するユーロ円債は、金利および対象とする米国リートETFの価格変動等により価格が変動します。当該債券の価格が下落した場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債において、日本円売りブラジル・レアル買いの外国為替予約取引等を行いません。実質的に対円でブラジル・レアル通貨を買付けることとなるため、ブラジル・レアルの為替変動によって当ファンドの基準価額は影響を受けます。また、ユーロ円債が対象とする米国リートETFは米ドル建てであり、米ドルの為替変動の影響を受けることがあります。これらブラジル・レアルまたは米ドルの為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる場合があります。

金利変動リスク

当ファンドは、主としてユーロ円債に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

その他の留意点

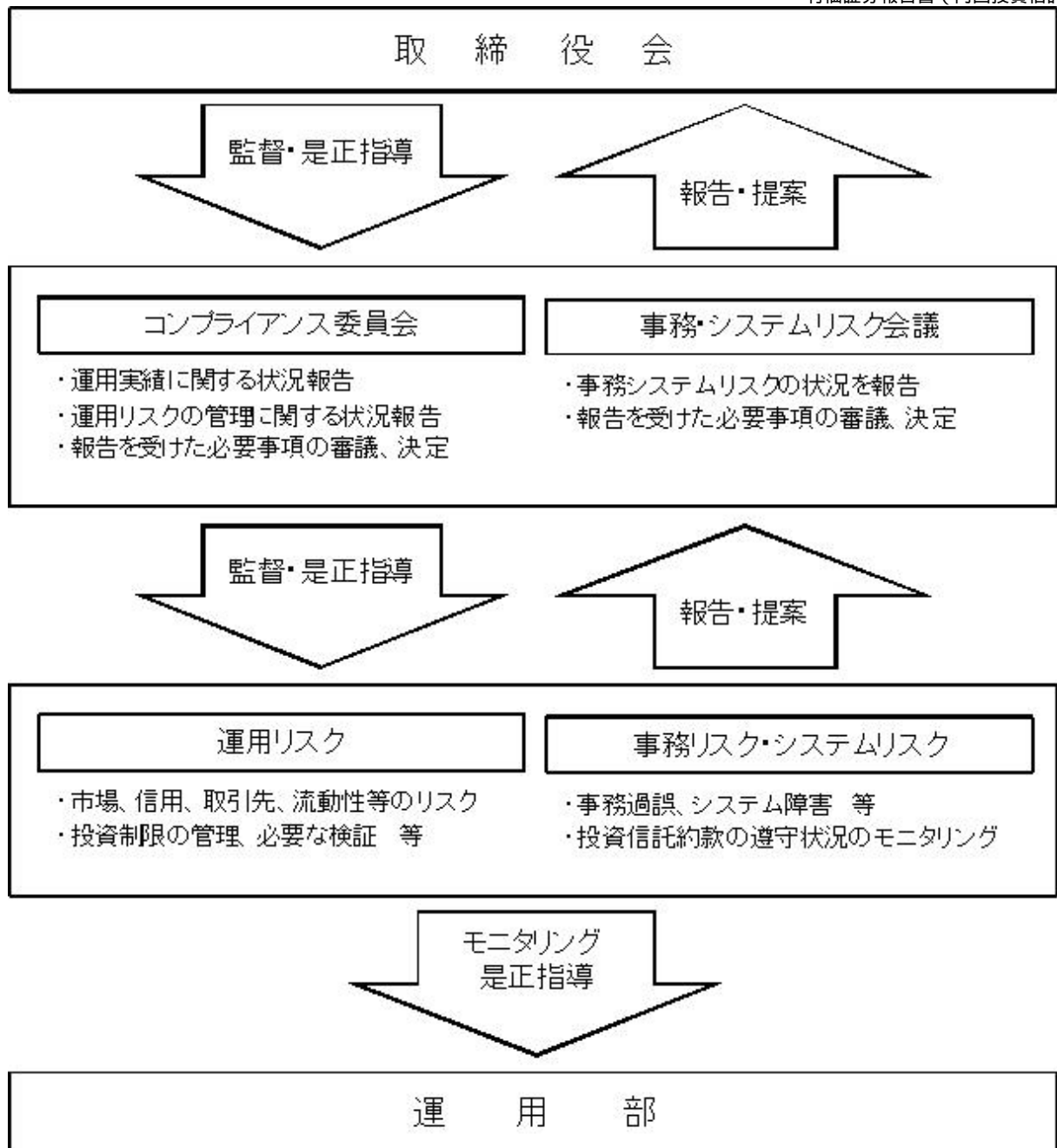
当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(2) リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



*** 全社的なリスク管理**

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行なっています。

*** パフォーマンス評価の分析とリスク管理**

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ない、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

*** 法令諸規則等の遵守状況のモニタリングとリスク管理**

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況のモニタリングを行ないます。その結果はコンプライアンス委員会に報告され、必要な場合は関連部

にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には、消費税および地方消費税が含まれます。

申込手数料率の詳細については、販売会社にお問合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」1または「償還前乗換え」2により当

ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払を行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払を行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

(イ)換金（解約）手数料

ご換金（解約）時の手数料はありません。

(ロ)信託財産留保額

ご換金（解約）時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご換金（解約）による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは、運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

- ・ 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.47%（税込）の率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次のとおりとします。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.7350% (税抜0.70%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.6825% (税抜0.65%)

- ・ 信託報酬は、毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・ また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。税額は、平成23年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。また、先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産が負担します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

（１）個人の受益者の場合

１）収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

２）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記１）および２）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

３）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

（２）法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は、平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に乗じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（３）個別元本について

１）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には、販売会社ごとに個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店ごとに個別元本の算出が行なわれる場合があります。
 - 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「特別分配金」については、「(4) 収益分配金の課税について」をご参照ください。)
- (4) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年3月31日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	1,311,455,600	96.54
内 英国	1,311,455,600	96.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	47,025,725	3.46
純資産総額	1,358,481,325	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年3月31日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	額面金額（円）	簿価単価（円）	評価単価（円）	利率(%) 償還日	投資比率 (%)
				簿価金額（円）	評価金額（円）		
1	Equity and FX Linked Notes due28 September 2015 英国	社債券 -	1,274,000,000	94.85 1,208,417,800	102.94 1,311,455,600	- 2015/9/28	96.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
社債券	96.54
合計	96.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年3月31日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成22年8月31日）	161,100,509	-	1.0000	-
平成22年 8月末日	161,100,509	-	1.0000	-
9月末日	199,281,423	-	0.9988	-
10月末日	218,851,573	-	0.9503	-
11月末日	316,247,003	-	1.0044	-
12月末日	446,518,814	-	0.9926	-
平成23年 1月末日	591,260,283	-	1.0072	-

第1特定期間末 (平成23年2月17日)	956,869,516	970,582,740	1.0467	1.0617
2月末日	1,079,435,746	-	1.0098	-
3月末日	1,358,481,325	-	1.0493	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0810

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	12.8

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1特定期間	954,453,137	40,238,170	914,214,967

(注) 当初申込期間中の設定数量は161,100,509口です。

(参考情報)

2011年3月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,493 円
純資産総額	1,358 百万円

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配金の推移 (10,000 口当たり、税引前)

直近1年間の累計：960円

設定来の累計：960円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	2010年				2011年		
	9月17日	10月18日	11月17日	12月17日	1月17日	2月17日	3月17日
分配金	60円	150円	150円	150円	150円	150円	150円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

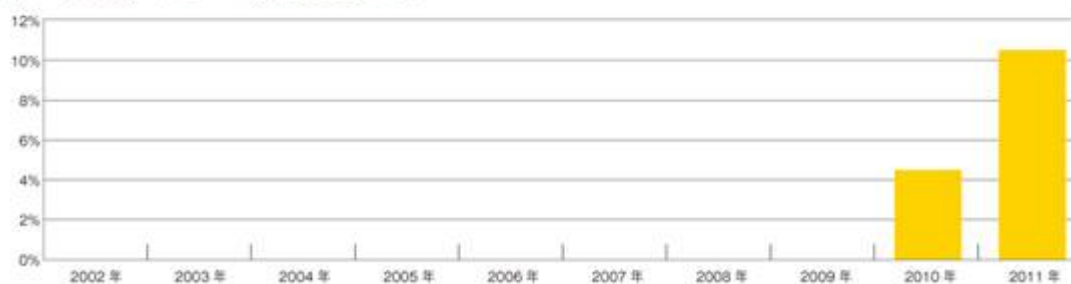
主な資産の状況

資産別構成	投資比率
ユーロ円債	96.6%
コールローン、その他	3.4%
合計	100.0%

※構成比は、純資産総額に対する各資産の比率です。
※構成比は、小数点第2位を四捨五入しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2010年は設定日(2010年8月31日)から年末までの騰落率を、2011年は年初から3月31日までの騰落率を、それぞれ表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページまたは販売会社にてご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料及び当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

（手数料については、前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

- (2) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型 自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (3) 当初申込期間の取得申込の受付は、販売会社の営業時間内とします。
- (4) 継続申込期間の取得申込の受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、受付時間が変更になることがありますので、ご注意ください。
- なお、当ファンドについて、継続取得申込期間において申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得申込の受付は行ないません。

申込受付休止日	シカゴ・ボード・オプション取引所
	ニューヨーク証券取引所の休業日
	ニューヨークの銀行の休業日
	サンパウロの銀行の休業日
	ロンドンの銀行の休業日
	東京の銀行の休業日

- (5) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、取得申込の受付を中止することおよびすでに受けた取得申込の受付を取消することがあります。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込に限ってこれを受付けるものとします。

1. 委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引に係る取引所の立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引に係る取引所の当日の立会終了時における当該ユーロ円債が連動する資産の取引の呼値が当該取引所の定める呼値の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託が投資する当該ユーロ円債が連動する資産の取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託において投資している有価証券の解約または換金中止、ならびに当該有価証券の評価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等）があるとき

詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。
 なお、受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますので、ご注意ください。
 また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
 なお、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問合わせください。

委託会社のお問合わせ先
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口：電話番号 03 - 6717 - 1900
受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払を繰り延べる場合があります。
- (6) 委託会社は、当ファンドについて、以下のいずれかに該当する日には上記（2）による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- | | |
|---------|------------------|
| 申込受付休止日 | シカゴ・ボード・オプション取引所 |
| | ニューヨーク証券取引所の休業日 |
| | ニューヨークの銀行の休業日 |
| | サンパウロの銀行の休業日 |
| | ロンドンの銀行の休業日 |
| | 東京の銀行の休業日 |
- (7) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
1. 主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引に係る取引所の当日の午後の取引（半日立会日については、午前の取引とします。）が行なわれないもしくは停止されたとき
 2. 主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引に係る取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該取

引所の定める呼値の値幅の限度の価格とされる等、やむをえない事情が発生したこと等により、当該ユーロ円債の当該取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この投資信託において投資している有価証券の解約または換金の中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等)があるとき

- (8) 上記(7)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記(4)の規定に準じて計算された額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・基準価額（受益権1万口当たり純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

<p>委託会社のお問合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03 - 6717 - 1900 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス：http://www.rakuten-toushin.co.jp</p>

(2)【保管】

保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年8月17日までです。
ただし、委託会社は、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。
上記に関わらず、上記の原則による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。
なお、第1計算期間は、平成22年8月31日から平成22年9月17日までとします。

(5)【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、下記「3. 書面決議の手続き」の規定にしたがい行いません。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または、業務を停止したと

きは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定に関わらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「3. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ホ) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、下記「3. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

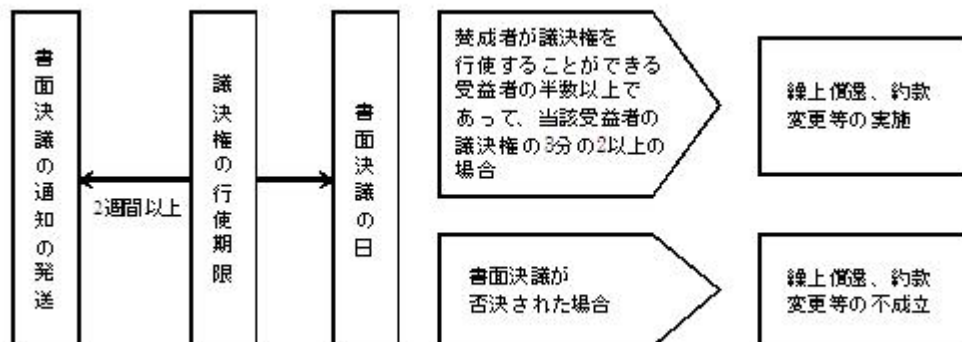
書面決議の手続き

- (イ) 委託会社は、上記「1. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または、「2. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- (ニ) 重大な約款変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「1. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行なうこ

とが困難な場合には適用しません。

(へ) 上記(イ)から(ホ)の規定に関わらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合、は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「1. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または上記「2. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「3. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

運用報告書

委託会社は、原則として毎年2月および8月の計算期末および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金請求権

- ・ 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。
- ・ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・ 上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(2) 一部解約請求権

- ・ 受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった有価証券等の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断

により、一部解約金の支払を繰り延べる場合があります。

- ・権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(3) 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成22年8月31日から平成23年2月17日まで）の財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による監査を受けておりません。

1【財務諸表】

楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 平成23年2月17日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	169,965,122
社債券	836,862,600
その他未収収益	75,662
流動資産合計	1,006,903,384
資産合計	1,006,903,384
負債の部	
流動負債	
未払金	34,882,650
未払収益分配金	13,713,224
未払解約金	261,779
未払受託者報酬	28,533
未払委託者報酬	770,563
その他未払費用	377,119
流動負債合計	50,033,868
負債合計	50,033,868
純資産の部	
元本等	
元本	914,214,967
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,654,549
（分配準備積立金）	30,770,931
元本等合計	956,869,516
純資産合計	956,869,516
負債純資産合計	1,006,903,384

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成22年8月31日 至 平成23年2月17日
営業収益	
受取利息	32,800,132
有価証券売買等損益	37,774,348
その他収益	75,662
営業収益合計	70,650,142
営業費用	
受託者報酬	86,422
委託者報酬	2,334,508
その他費用	2,142,143
営業費用合計	4,563,073
営業利益又は営業損失（ ）	66,087,069
経常利益又は経常損失（ ）	66,087,069
当期純利益又は当期純損失（ ）	66,087,069
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	61,883
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,966,726
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	158,061
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,808,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	1 35,337,363
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,654,549

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	当 期
	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	当 期
	平成23年2月17日現在
1. 1 期首元本額	161,100,509円
期中追加設定元本額	793,352,628円
期中一部解約元本額	40,238,170円
2. 特定期間末日における受益権の総数	914,214,967口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	当 期
	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月17日
1. 1 分配金の計算過程	<p>（自平成22年8月31日 至平成22年9月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,995,794円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,506,353円）、投資信託約款に規定される収益調整金（635,701円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は6,137,848円（1万口当たり318.41円）であり、うち1,156,588円（1万口当たり60円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成22年9月18日 至平成22年10月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,211,464円）及び分配準備積立金（4,271,727円）より分配対象額は5,483,191円（1万口当たり260.33円）であり、うち3,159,317円（1万口当たり150円）を分配金額としております。</p>

（自平成22年10月19日 至平成22年11月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,682,906円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,619,550円）及び分配準備積立金（1,096,692円）より分配対象額は7,399,148円（1万口当たり291.26円）であり、うち3,810,595円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（自平成22年11月18日 至平成22年12月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,598,341円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,660,403円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,458,479円）及び分配準備積立金（955,148円）より分配対象額は14,672,371円（1万口当たり371.27円）であり、うち5,927,884円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（自平成22年12月18日 至平成23年1月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,322,350円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,119,937円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,565,592円）及び分配準備積立金（2,282,033円）より分配対象額は24,289,912円（1万口当たり481.32円）であり、うち7,569,755円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（自平成23年1月18日 至平成23年2月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,011,117円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（28,421,436円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,520,019円）及び分配準備積立金（6,051,602円）より分配対象額は77,004,174円（1万口当たり842.30円）であり、うち13,713,224円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	当期
	自平成22年8月31日 至平成23年2月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コールローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しています。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	自 平成22年8月31日 至 平成23年2月17日
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期
	平成23年2月17日現在
	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
社債券	29,474,820
合計	29,474,820

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当期
	平成23年2月17日現在
1口当たり純資産額	1.0467円

(1万口当たり純資産額)	(10,467円)
--------------	-----------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)
社債券	Equity and FX Linked Notes	798,000,000	836,862,600
社債券 合計		798,000,000	836,862,600
合計		798,000,000	836,862,600

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,411,318,300円
負債総額	52,836,975円
純資産総額（ - ）	1,358,481,325円
発行済数量	1,294,680,981口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0493円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記載されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者(とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成23年3月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年間における資本金の額の推移

平成18年12月28日	50百万円
平成19年 9月10日	75百万円
平成20年 7月10日	150百万円
平成22年 2月25日	225百万円
平成22年 3月29日	150百万円

(2) 会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任し、

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等にしがたって、ポートフォリオを構築・管理します。

運用に関するパフォーマンス分析・評価および法令等遵守状況のモニタリング・リスク管理については、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容および営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成23年3月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

（親投資信託を除きます。）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	12本	8,842百万円
合 計	12本	8,842百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、清新監査法人の監査を受けております。

また、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表と、第5期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査及び、中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第3期 (平成21年3月31日現在)		第4期 (平成22年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			325,041		361,227
前払費用					833
未収委託者報酬					5,638
未収運用受託報酬					3,293
未収収益					2,100
その他			2,985		6,346
流動資産合計			328,028		379,438
固定資産					
有形固定資産	1		7,456		13,350
建物		5,107		8,981	
器具備品		2,349		4,368	
無形固定資産			841		1,630
ソフトウェア		841		1,630	
投資その他の資産			4,569		3,061
長期前払費用		4,569		3,061	
固定資産合計			12,868		18,043
資産合計			340,896		397,481

区分	注記 番号	第3期 (平成21年3月31日現在)		第4期 (平成22年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			1,871		4,809
未払金	3		9,156		92,500
未払費用	3				9,678
未払法人税等			883		2,589
リース債務					441
賞与引当金					1,840
流動負債合計			11,912		111,859
固定負債					
リース債務					1,323
固定負債合計					1,323
負債合計			11,912		113,182

		第3期 (平成21年3月31日現在)	第4期 (平成22年3月31日現在)

区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
新株申込証拠金	2		200,000		
資本剰余金			150,000		629,716
資本準備金		150,000		400,000	
その他資本剰余金				229,716	
利益剰余金					
その他利益剰余金			171,015		495,416
繰越利益剰余金		171,015		495,416	
株主資本合計			328,984		284,299
純資産合計			328,984		284,299
負債・純資産合計			340,896		397,481

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		903		13,786	
運用受託報酬				16,751	
その他営業収益	2			24,000	
営業収益合計			903		54,538
営業費用					
支払手数料		3,057		6,006	
広告宣伝費				6,861	
通信費		16,802		25,421	
協会費		1,810		2,354	
営業費用合計			21,669		40,644
一般管理費	1・3		92,718		250,603
営業損失			113,484		236,709
営業外収益					
受取利息		239		117	
雑収入				1,200	
その他		0			
営業外収益合計			239		1,317
営業外費用					
株式交付費		561		1,390	
雑損失				25	
人員調整費用		1,041		1,425	
営業外費用合計			1,602		2,840
経常損失			114,847		238,231
特別利益					
投資有価証券売却益				420	

特別利益合計					420
特別損失					
固定資産除売却損	4	2,963		4,960	
事務所移転費用		6,070			
特別損失合計			9,033		4,960
税引前当期純損失			123,881		242,772
法人税、住民税及び事業税			265		950
法人税等調整額					
当期純損失			124,147		243,722

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	75,000	175,000
減資		175,000
当期変動額合計	75,000	
当期末残高	150,000	150,000
新株式申込証拠金		
前期末残高		200,000
当期変動額		
新株の発行	200,000	200,000
当期変動額合計	200,000	200,000
当期末残高	200,000	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	75,000	175,000
減資		75,000
当期変動額合計	75,000	250,000
当期末残高	150,000	400,000
その他資本剰余金		
前期末残高		
当期変動額		
合併による増減額		229,716
当期変動額合計		229,716
当期末残高		229,716
資本剰余金合計		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		

新株の発行	75,000	175,000
減資		75,000
合併による増減額		229,716
当期変動額合計	75,000	479,716
当期末残高	150,000	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	46,867	171,015
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
合併による増減額		180,679
減資		100,000
当期変動額合計	124,147	324,401
当期末残高	171,015	495,416
利益剰余金合計		
前期末残高	46,867	171,015
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
合併による増減額		180,679
減資		100,000
当期変動額合計	124,147	324,401
当期末残高	171,015	495,416
株主資本合計		
前期末残高	103,132	328,984
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
新株の発行	350,000	150,000
合併による増減額		49,037
当期変動額合計	225,851	44,685
当期末残高	328,984	284,299
純資産合計		
前期末残高	103,132	328,984
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
新株の発行	350,000	150,000
合併による増減額		49,037
当期変動額合計	225,851	44,685
当期末残高	328,984	284,299

重要な会計方針

第3期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第4期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
------------------------------------	------------------------------------

<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8～18年 器具備品 3～20年 また、取得価格が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 親会社の会計方針に合わせるため費用処理していた一括償却資産を当中間会計期間より資産計上しております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）での定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 長期前払費用については、均等償却によっております。</p>	<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 10～18年 器具備品 3～20年 また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。</p> <p>(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。</p> <p>(3) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>
<p>2. 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に費用処理しております。</p>	<p>2. 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第3期 (平成21年3月31日現在)	第4期 (平成22年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 686千円 器具備品 2,127千円</p>	<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 2,433千円 器具備品 5,765千円</p>

2 新株申込証拠金 発行株式数 4,000株 資本増加の日 2009年4月1日 資本準備金に受入れられる額 100,000千円	2 新株申込証拠金
3 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未払金 6,140千円	3 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未払費用 4,379千円

(損益計算書関係)

第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 役員報酬の範囲 取締役 年額 30,000千円 監査役 年額 10,000千円	1 役員報酬の範囲 取締役 年額 200,000千円 監査役 年額 30,000千円
2 関係会社に対する主な取引高	2 関係会社に対する主な取引高 営業取引による取引高 営業収益 その他営業収益 24,000千円
	3 一般管理費のうち主要なもの 役員報酬 41,499千円 給与・手当 81,752千円 減価償却費 4,877千円 賞与引当金繰入額 1,840千円
	4 固定資産除売却損内訳 建物 1,516千円 器具備品 321千円 その他 3,121千円

(株主資本等変動計算書関係)

第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																				
1. 発行済株式に関する事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>3,000株</td> <td>3,000株</td> <td></td> <td>6,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通株式の発行済株式数の増加3,000株は、新設ファンドの運用開始にあたり財務基盤の強化を図るため。</p>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式	3,000株	3,000株		6,000株	1. 発行済株式に関する事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>6,000株</td> <td>7,000株</td> <td></td> <td>13,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 普通株式の発行済株式数の増加7,000株は、株主割当増資による新株の発行であります。</p>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式	6,000株	7,000株		13,000株
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式	3,000株	3,000株		6,000株																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式	6,000株	7,000株		13,000株																	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。	2. 自己株式に関する事項 同左																				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。	3. 新株予約権等に関する事項 同左																				
4. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。	4. 剰余金の配当に関する事項 同左																				

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引関係

第3期 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容

有形固定資産（器具備品）

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

（金融商品関係）

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

未払金、未払法人税等につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	361,227	361,227	
(2)未収委託者報酬	5,638	5,638	
(3)未収運用受託報酬	3,293	3,293	
(4)未収収益	2,100	2,100	
資産計	372,258	372,258	
負債			
(1)未払金	92,500	92,500	
(2)未払法人税等	2,589	2,589	
負債計	95,089	95,089	

注）１．金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

負債

(1)未払金 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

(有価証券関係)

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

退職金（人員調整費用） 1,041千円

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

退職金（人員調整費用） 1,425千円

(ストック・オプション関係)

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第３期 (平成21年3月31日現在)	第４期 (平成22年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: center;">（繰延税金資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">68,654</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">321</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">84</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">256</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">69,317</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">69,317</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p style="text-align: right;">（％）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69</td></tr> <tr><td colspan="2">（調整）</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.21</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減</td><td style="text-align: right;">40.69</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.00</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税率の負担率</td><td style="text-align: right;">0.21</td></tr> </table>	繰越欠損金	68,654	千円	一括償却資産	321	千円	未払事業所税	84	千円	未払事業税	256	千円	<hr/>			繰延税金資産小計	69,317	千円	評価性引当金	69,317	千円	<hr/>			繰延税金資産合計		千円	<hr/>			繰延税金資産の純額		千円	法定実効税率	40.69	（調整）		住民税均等割	0.21	評価性引当金の増減	40.69	その他	0.00	<hr/>		税効果会計適用後の法人税率の負担率	0.21	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: center;">（繰延税金資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">480,874</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">111</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">173</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">669</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">748</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">606</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">483,184</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">483,184</td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td></td><td style="text-align: right;">千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。</p>	繰越欠損金	480,874	千円	一括償却資産	111	千円	未払事業所税	173	千円	未払事業税	669	千円	賞与引当金	748	千円	その他	606	千円	<hr/>			繰延税金資産小計	483,184	千円	評価性引当金	483,184	千円	<hr/>			繰延税金資産合計		千円	<hr/>			繰延税金資産の純額		千円
繰越欠損金	68,654	千円																																																																																					
一括償却資産	321	千円																																																																																					
未払事業所税	84	千円																																																																																					
未払事業税	256	千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産小計	69,317	千円																																																																																					
評価性引当金	69,317	千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産合計		千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産の純額		千円																																																																																					
法定実効税率	40.69																																																																																						
（調整）																																																																																							
住民税均等割	0.21																																																																																						
評価性引当金の増減	40.69																																																																																						
その他	0.00																																																																																						
<hr/>																																																																																							
税効果会計適用後の法人税率の負担率	0.21																																																																																						
繰越欠損金	480,874	千円																																																																																					
一括償却資産	111	千円																																																																																					
未払事業所税	173	千円																																																																																					
未払事業税	669	千円																																																																																					
賞与引当金	748	千円																																																																																					
その他	606	千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産小計	483,184	千円																																																																																					
評価性引当金	483,184	千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産合計		千円																																																																																					
<hr/>																																																																																							
繰延税金資産の純額		千円																																																																																					

（関連当事者との取引）

第3期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

関係当事者との重要な取引はありません。

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,477 (2010年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	24,000	未収収益	2,100

注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。

（ 1 株当たり情報）

第 3 期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）		第 4 期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	
1 株当たり純資産額	21,497円45銭	1 株当たり純資産額	21,869円20銭
1 株当たり当期純損失	23,975円57銭	1 株当たり当期純損失	23,690円70銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
当期純損失	124,147千円	当期純損失	243,722千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	124,147千円	普通株式に係る当期純損失	243,722千円
期中平均株式数	5,178.08株	期中平均株式数	10,287.67株

（ 企業結合等関係）

第 3 期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第 4 期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 楽天投信投資顧問株式会社（当社）

平成21年4月1日付けで「楽天投信株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 株式会社ポーラスター投資顧問

事業の内容 投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

（3）結合後企業の名称 楽天投信投資顧問株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成21年4月1日をもって投資助言・代理業を営む「株式会社ポーラスター投資顧問」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しています。

(重要な後発事象)

第3期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(1)平成21年3月26日の臨時株主総会の決議により合併しております。

目的	合併により営業基盤の安定と強化を図ります。
合併する相手会社名称	ポースター投資顧問株式会社
合併の方法	吸収合併
合併比率	1:0
増加すべき資本準備金	229,716千円
増加すべきその他利益剰余金	180,679千円
相手会社の主な事業内容	投資顧問業および投資一任契約に係る業務
相手会社の規模(平成21年3月期)	売上高 63,536千円 当期純損失 12,135千円 資産 124,911千円 負債 75,874千円 純資産 49,037千円
合併の時期	平成21年4月1日午前0時

(2)平成21年2月23日の取締役会の決議により増減資にかかる下記の承認がされております。

<増資>

- ・発行する募集株式数 : 普通株式 4,000株
- ・募集方法 : 株主割当
- ・募集株式の払込金額 : 1株につき金50千円
- ・増加する資本金の額 : 金100,000千円
- ・増加する資本準備金の額 : 金100,000千円
- ・申込期間 : 平成21年3月18日～平成21年3月25日
- ・払込期日 : 平成21年4月1日午前0時
- ・資金の用途 : 合併に伴い経営体質の強化を図るため

<減資>

会社法第447条第3項に基づき、上記株式発行と同時に資本金を減少しております。

- ・資本金の減少方法 : 資本金のみ減資(資本準備金の減少はありません)
- ・減少する資本金 : 100,000千円
- ・資本金減少の効力発生日 : 平成21年4月1日午前0時

第4期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			150,810
前払費用			736
未収委託者報酬			13,187
未収運用受託報酬			2,466
未収収益			3,150
その他	2		6,419
流動資産計			176,770
固定資産			
有形固定資産	1		11,521
建物		7,954	
器具備品		3,567	
無形固定資産			1,395
ソフトウェア		1,395	
投資その他の資産			53,697
投資有価証券		50,005	
長期前払費用		3,692	
固定資産計			66,615
資産合計			243,385

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			12,359
未払費用			13,646
未払法人税等			1,452
賞与引当金			2,597
リース債務			441
流動負債計			30,495
固定負債			
繰延税金負債			2
リース債務			1,102
固定負債計			1,104
負債合計			31,600
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			211,782
資本剰余金			150,000
資本準備金		400,000	629,716
その他資本剰余金		229,716	
利益剰余金			567,933
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		567,933	
評価・換算差額等			2
その他有価証券評価差額金	2		

純資産合計		211,785
負債・純資産合計		243,385

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		24,590	
運用受託報酬		4,900	
その他営業収益		15,000	
営業収益計			44,490
営業費用			
支払手数料		9,596	
広告宣伝費		1,140	
通信費		19,144	
協会費		1,467	
営業費用計			31,348
一般管理費	1		84,837
営業損失			71,695
営業外収益			
受取利息		60	
雑収入		10	
営業外収益計			70
営業外費用			
人員調整費用		416	
営業外費用計			416
経常損失			72,042
税引前中間純損失			72,042
法人税、住民税及び事業税			475
法人税等調整額			-
中間純損失			72,517

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
株主資本			
資本金			
前期末残高			150,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-
当中間期末残高			150,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高			400,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-
当中間期末残高			400,000
その他資本剰余金			
前期末残高			229,716
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-

当中間期末残高	229,716
資本剰余金合計	
前期末残高	629,716
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	495,416
当中間期変動額	
中間純損失	72,517
当中間変動額合計	72,517
当中間期末残高	567,933
利益剰余金合計	
前期末残高	495,416
当中間期変動額	
中間純損失	72,517
当中間変動額合計	72,517
当中間期末残高	567,933
株主資本合計	
前期末残高	284,299
当中間期変動額	
中間純損失	72,517
当中間期変動額合計	72,517
当中間期末残高	211,782
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	2
評価・換算差額等合計	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	2
純資産合計	
前期末残高	284,299
当中間期変動額	
中間純損失	72,517
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2
当中間期変動額合計	72,515
当中間期末残高	211,785

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
----	--------------------------------------------

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他の有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～18年 器具備品 3年～20年 また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。 (2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 (3) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (4) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成の 為の基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これによる損益に対する影響額はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額 建物 3,821千円 器具備品 7,403千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	
1	減価償却実施額 有形固定資産 1,828千円 無形固定資産 235千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）					
1. 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式	13,000株	-	-	13,000株
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。					

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

 リース資産の内容

 有形固定資産（器具備品）

 主として、カラーデジタル複合機であります。

 リース資産の減価償却の方法

 重要な会計方針の「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
--	------------	----	----

資産			
(1)現金・預金	150,810	150,810	
(2)未収委託者報酬	13,187	13,187	
(3)未収運用受託報酬	2,466	2,466	
(4)未収収益	3,150	3,150	
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	50,005	50,005	
資産計	219,619	219,619	
負債			
(1)未払法人税等	1,452	1,452	
負債計	1,452	1,452	

注) 1. 金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債権は取引所の価格又は取引金融機関等から掲示された価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1. その他有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,000	50,005	5
小計	50,000	50,005	5
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	50,000	50,005	5

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略

しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	24,590	4,900	15,000	44,490

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
楽天証券株式会社	15,000

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	16,291円17銭
1株当たり中間純損失	5,578円25銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	

中間純損失	72,517千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	72,517千円
期中平均株式数	13,000株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社)	住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律（兼営法）に基づき信託業 務を営んでいます。

* 平成22年12月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年12月末日現在)	事業の内容
楽天銀行株式会社	23,485百万円	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。 金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
岡三オンライン証券株式会社	7,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	

* 平成23年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当該計算期間開始から本有価証券報告書提出日までの間に、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成22年11月22日
	平成23年 2月22日

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

楽天投信投資顧問株式会社
(旧社名 楽天投信株式会社)
取締役会 御中

清新監査法人

代表社員 公認会計士 石渡 信行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社（旧社名 楽天投信株式会社）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象（1）に記載されているとおり会社は平成21年4月1日付で株式会社ポーラスター投資顧問を吸収合併しました。

また重要な後発事象（2）に記載されているとおり増資及び減資を行っております。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月18日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 芳 幸 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型の平成22年8月31日から平成23年2月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型の平成23年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月15日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年1月19日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。